

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高岡市は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが、個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

高岡市長

公表日

令和7年1月15日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務
②事務の概要	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給にあたり、支給要件の審査に必要な以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・課税情報の照会 ・公金受取口座情報の照会
③システムの名称	児童扶養手当システム、児童手当システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の第101項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第160項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健部 子ども・子育て課
②所属長の役職名	子ども・子育て課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒933-8601 富山県高岡市広小路7番50号 未来政策部 情報政策課 0766-20-1239
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月15日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月15日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> [十分である] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。</p> <p>また、当該事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・ 特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・ 個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [十分に行っている]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;"><選択肢></div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [十分である]
判断の根拠	特定個人情報に関する記載のある申請書等については施錠できる保管場所に保管し、担当者以外の閲覧ができないよう管理している。また、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年11月1日	I 関連情報	番号法第19条7号(特定個人情報の提供の提供)、別表第二 121の項	番号法第19条8号(特定個人情報の提供の提供)、別表第二 121の項	事後	番号法第19条の号文しに修正
令和2年11月1日	II しい権利断項目	令和3年7月6日 時点	令和3年1月1日 時点	事後	見直しによる
令和2年5月10日	評価書名	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務基礎項目評価書	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務基礎項目評価書	事後	
令和2年5月10日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の措置	高所得は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務における特定個人情報の取扱いが、個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	高所得は、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務における特定個人情報の取扱いが、個人のプライバシー等権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和2年5月10日	I-1-① 事務の名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)に関する事務	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金に関する事務	事後	
令和2年5月10日	I-1-② 事務の概要	新型コロナウイルス感染症による影響が長期にわたる中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給する。	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の支給にあたり、支給要件の審査に必要な以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 ・課税情報の照会 ・公金受取口座情報の照会	事後	
令和2年5月10日	I-1-③ システムの名称	児童手当システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、電子申請システム	児童手当システム、児童手当システム、宛名管理システム、統合宛名(連携)システム、中間サーバー、電子申請システム	事後	
令和2年5月10日	I-2 特定個人情報ファイル名	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)情報ファイル	子育て世帯生活支援特別給付金情報ファイル	事後	
令和2年5月10日	I-3 法律上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	事後	
令和2年5月10日	I-4-① 法律上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の提供)、別表第二 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報に関する命令 第59条の4	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の提供)、別表第二 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報に関する命令 第59条の4 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	
令和2年5月10日	I-7 請求先	〒833-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1254	〒833-8601 富山県高岡市広小路7番50号 総務部 総務課 0766-20-1242	事後	
令和2年5月10日	I-8 連絡先	〒833-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市民生活課 情報政策課 0766-20-1239	〒833-8601 富山県高岡市広小路7番50号 市民生活課 情報政策課 0766-20-1239	事後	
令和2年5月10日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和5年5月10日時点	事後	
令和2年5月10日	II-2 取扱件数 いつ時点の計数か	令和3年11月1日時点	令和5年5月10日時点	事後	
令和2年5月10日	I 関連情報-3. 個人番号の利用(法上の根拠)	・番号法第9条第1項(利用範囲) 別表第10の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の第10項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	事後	番号法の改正による
令和2年5月10日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携(法上の根拠)	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の提供)、別表第二 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報に関する命令 第59条の4 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の提供)、別表第二 121の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条、第59条等に基づく特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の第160項 ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第9条	事後	番号法の改正及び主務省令の制定による
令和2年5月10日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年5月10日時点	令和6年5月27日時点	事後	見直しによる
令和2年5月10日	II-2 取扱件数 いつ時点の計数か	令和5年5月10日時点	令和6年5月27日時点	事後	見直しによる
令和2年5月10日	II-2 取扱件数 いつ時点の計数か	令和6年5月27日時点	令和7年1月15日時点	事後	見直しによる
令和7年7月2日	IV リスク対策 8. 人手をいかに確保するか		十分である 該当事務に係るマイナンバーの取得については本人の申請に基づき取得することとしているほか、任意でマイナンバーを取得した住所を含む3情報による照会を厳守している。該当事務について、一部の者については手続開始によりマイナンバーを登録しているが複数人により確認を行うようしていることから、人事労務課が発生するリスク対策は十分であると考えられている。	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和7年7月2日	IV リスク対策 11. 最も脆弱な点が高いと考えられる対策		十分である 特定個人情報に関する記載のある申請書等については施設できる保管場所に保管し、届出書以外の閲覧がでないよう管理している。また、マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機密的なガイドラインに照準し、マイナンバー登録申請書登録の際には、本人からのマイナンバー取得の取扱い、任意でマイナンバー取得を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	様式変更に伴う項目の追加